

表5-8 (地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている社会保障施策に要する経費)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられることに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和5年度上ノ国町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 62,912 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている社会保障施策に要する経費 1,262,153 千円

(単位：千円)

大区分	小区分(事業)	令和5年度 決 算 額	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国道支出金	町債	その他	地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他	
1	社会福祉	社会福祉総務費	397,954	185,541		2,955	16,197	193,261
		老人福祉費	34,166	1,279		208	2,527	30,152
		児童福祉総務費	53,540	26,649		20,949	460	5,482
		母子福祉費	1,674	602		45	79	948
		保育所費	152,464	8,541		17,719	9,759	116,445
		その他社会福祉費	120,247	31,638	6,100	16,429	5,110	60,970
		小 計	760,045	254,250	6,100	58,305	34,132	407,258
2	社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出事業	59,702	21,150			2,981	35,571
		介護保険事業特別会計繰出事業	129,280	12,462			9,033	107,785
		後期高齢者医療対策事業	120,946	21,623			7,680	91,643
		小 計	309,928	55,235	0	0	19,694	234,999
3	保健衛生	保健衛生総務費	50,791	1,769	10,600	454	2,936	35,032
		健康増進事業費	12,038	1,872		376	757	9,033
		予防費	29,002	18,497		907	742	8,856
		診療所費	100,349	9,179	26,600	4,433	4,650	55,487
		小計	192,180	31,317	37,200	6,170	9,085	108,408
合 計		1,262,153	340,802	43,300	64,475	62,911	750,665	

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。